

【各種サービスの説明】

令和 8 年度集団指導会

【地域密着型サービス】

日時：令和 8 年 7 月 23 日（木）

午後 2 時～4 時

場所：一関保健センター 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 説明事項

- (1) 令和 7 年度運営指導等から見た留意事項及び令和 8 年度運営指導計画について
【資料-地域 1】
- (2) 令和 6 年度介護保険制度改正事項について
【資料-地域 2】
- (3) 介護保険最新情報ほか
【資料-地域 3】
- (4) 特養・老健の空床情報提供の協力依頼について
【資料-地域 4】
- (5) 事故報告について
【資料-地域 5】
- (6) 電子申請・届出システムについて
【資料-共通 1】
- (7) 介護サービス事業所等に対する行政処分について
【資料-共通 2】
- (8) 岩手労働局 労働基準監督署資料（一関労働基準監督署）【資料-監督署安衛, 1, 2, 3, 4】
- (9) 高齢者虐待防止について（西部包括千田社会福祉主任主査）
【資料-共通 3】

2 その他

- (1) アンケートと質問票について
【アンケート】

令和 7 年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について

1 運営指導の実績

介護保険法第 23 条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険施設等指導要綱に基づき、運営指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね 1 回（施設系は概ね 3 年に 1 回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R7 管内 事業所数	R3	R4	R5	R6	R7
地域密着型通所介護	20	4	1	7	3	3
認知症対応型通所介護	3	—	—	1	—	—
小規模多機能型居宅介護	5	1	1	—	—	1
認知症対応型共同生活介護	27	9	6	13	9	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	3	1	1	—	—	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	6	1	2	5	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	—	—	—	1
居宅介護支援事業所	48	8	6	13	9	7
訪問型サービス（総合事業）	32	4	6	3	11	7
通所型サービス（総合事業）	56	4	9	4	15	12
合計（地域密着型サービス含む）	205	37	31	43	52	39

2 監査の実績

介護保険法第 23 条及び一関地区広域行政組合介護保険施設等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和 7 年度には実施しておりません。

※介護保険法第 23 条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和7年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目	件 数			
	居	総	地	備考
(1) 介護報酬、加算に関すること			5	要件、記録の整備等について
(2) 届出に関すること				事業所変更届の提出漏れ
(3) 人員に関すること		1	1	出勤簿の記録について
(4) 設備に関すること				
(5) 運営に関すること	19	61	54	
内 ① 入退所				入所要件の確認方法
② 被保険者証	2	2	4	利用開始日等未記載
③ 内容・手続きの説明・同意・契約				契約書、重要事項説明書等の不備
④ 居宅サービス事業者等との連携				
⑤ 利用料、預り金等			1	出入金の確認体制について
⑥ 身体拘束、感染症指針等		3	2	委員会の開催、記録の作成
⑦ 外部（自己）評価				外部（自己）評価の未公表
⑧ サービス計画	4	1	6	担当者会議、アセスメント未実施、計画達成状況未記載、計画とサービス提供内容の不一致
⑨ 運営規程、重要事項説明書等	7	21	17	運営規程内容の不備（料金、加算、現状との相違）
⑩ 非常災害対策	1	15	10	訓練の実施・記録、BCP作成、災害マニュアルの不備
⑪ 衛生管理	2	2	4	感染症予防及びまん延防止措置
⑫ 地域との交流			2	運営推進会議実施回数の不足、地域交流の推進
⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制		4	2	事故防止対策の強化、記録の整備
⑭ 管理者の責務				
⑮ 掲示	2		3	運営規程、苦情対応体制の掲示、掲示場所の変更
⑯ 苦情対応		1		苦情対応の記録様式及び記録の不備
⑰ 緊急時の対応		1		連絡網の準備
⑱ サービスの質（研修・広告）		4	2	研修の機会の確保、共有
⑲ 記録		1		担当者会議・モニタリング、送迎の記録の準備
⑳ 秘密保持	1	2	1	個人情報利用について家族からの同意なし
㉑ その他事務指導		4		ハラスメント防止の取組、領収書
合 計	19	62	60	

(1) 運営指導等から見た留意事項について

【指導事項①】

管理者は原則常勤勤務専従であり、支障がない場合に他職の兼務が可能となっているが、勤務形態一覧において管理者としての勤務時間がない日があるため、是正すること。

一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(管理者)

第 60 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の 職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【指導事項②】

運営規程に定められた事項を定めておかなければならない。
変更後は 10 日以内の届出をしなければならない。

一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(運営規定)

第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

介護保険法

(変更の届出等)

第 78 条の 5 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生

労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【指導事項③】

介護職員等処遇改善加算の職員への周知について

厚生労働大臣が定める基準（抜粋）

四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準（準用）

（7） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。
- （五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- （六） （五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

【指導事項④】

業務継続計画の不備または見直しができていない。

一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(業務継続計画の策定等)

第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

解釈

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

【指導事項⑤】

- ・運営推進会議において、必要な要望、助言等を聴く機会が設けられていない。
(対面開催(集合方式)又はテレビ電話装置等の活用がされていない)
- ・記録の公表がない。

一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

(地域との連携等)

第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町（一関市又は平泉町をいう。）又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

参考 運営推進会議の開催頻度

サービス種類	頻 度
地域密着型通所介護	おおむね6月に1回以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
(介護予防)認知症対応型通所介護	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	おおむね2月に1回以上
看護小規模多機能型居宅介護	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（一部抜粋）

事務連絡
令和2年2月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取り扱いについて（第3報）

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよい。

（答）

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。



【指導事項⑤の今後の取り扱い】

- 1 開催方法 対面開催（集合方式）又はテレビ電話装置等を活用して運営推進会議等を開催してください。
- 2 留意事項 対面開催（集合形式）の場合は、感染防止対策を適切に行い開催してください。

令和8年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指導計画について

1 運営指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

2 実地指導の予定

- (1) 対象事業所

・地域密着型サービス	18 事業所
(以下参考)	
・居宅介護支援事業所	1 事業所
・総合事業（訪問型サービス）	5 事業所
・総合事業（通所型サービス）	7 事業所
	合計 31 事業所
- (2) 実施時期
令和8年9月から令和8年12月まで
- (3) 選定基準
 - ・施設系事業所 3年に1回
 - ・居宅系事業所 6年に1回
 - ・居宅支援事業所 6年に1回
 - ・上記のほか、情報提供などがあった場合は、随時実施について検討する。
- (4) 指導班の編成
運営指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員2名以上をもって行う。
- (5) 運営指導の実施通知
運営指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。
- (6) 資料の提出
運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。
- (7) 指導方法
「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知）」に基づき、確認項目及び確認文書が各種基準等に適合しているか確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項や加算の取得状況の確認を行う。
- (8) 指導後の措置
運営指導から起算して概ね3週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者に通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。
- (9) 運営指導の効率化、事業所の負担軽減
事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

3 運営指導の予定事業所

	サービス種類	事業者名	事業所名	実施予定時期
1	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームゆいとり	9月中旬
2	認知症対応型共同生活介護	医療法人白光	シルバーヘルス認知症対応型共同生活介護事業所「昴」	9月中旬
3	認知症対応型共同生活介護	医療法人一秀会	認知症高齢者グループホームつどい	9月中旬
4	認知症対応型共同生活介護	医療法人あけぼの会	グループホームさくらのいえ	9月下旬
5	認知症対応型通所介護	医療法人あけぼの会	デイサービス さくらコンフォート	9月下旬
6	認知症対応型共同生活介護	有限会社チバコウ	グループホーム美葉	10月下旬
7	小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人千珠会	小規模多機能ホームあおぞら	10月下旬
8	認知症対応型共同生活介護	株式会社いवाई	グループホームにこにこだいとう	10月下旬
9	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人いवाई地域支援センター	グループホームなかがわ	10月下旬
10	認知症対応型共同生活介護	株式会社いवाई	グループホームにこにこひがしやま	10月下旬
11	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	高齢者グループホーム いこいの友	11月上旬
12	地域密着型通所介護	株式会社一関福祉教育センター	一関福祉教育センター	11月上旬
13	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社会福祉法人いちのせき会	特別養護老人ホーム あけぼの苑	11月上旬
14	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	高齢者グループホーム いこいの華	11月中旬
15	認知症対応型共同生活介護	株式会社スガワラ製作所	グループホームふるさと	11月中旬
16	地域密着型特定施設入居者生活介護	株式会社イーカル	介護付き有料老人ホームエガリテ	11月下旬
17	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人柏寿会	福光園グループホームフクちゃんハウス	11月下旬
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社会福祉法人寿憩会	特別養護老人ホームいこいの結	12月上旬

令和 6 年度介護保険制度改正に伴う留意点

運営基準

取扱方針

身体的拘束等について

第二十六条

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【解釈通知】(抜粋)

・ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

一 関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

記録の整備

第 60 条の 19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第 21 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 60 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 29 条の規定による組合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 39 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 第 60 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1 年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

○ 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的な実施すること。

○ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】
<現行> なし	<改定後> 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設) ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。
算定要件等	
	○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること ○ 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるのか。

答 減算の適用となる。 なお、施設系サービスおよび居住系サービスにおいても同様である。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）すべてを満たすことの記録が確認できれば減算の適用となるのか。

答 減算の適用となる。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	
< 現行 > なし < 改定後 > 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。	
算定要件等	
○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。	

【Q&A】 Vol.1

問 164 答 感染症若しくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

問 166 答 行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
<現行> なし	<改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【Q&A】 Vol.1

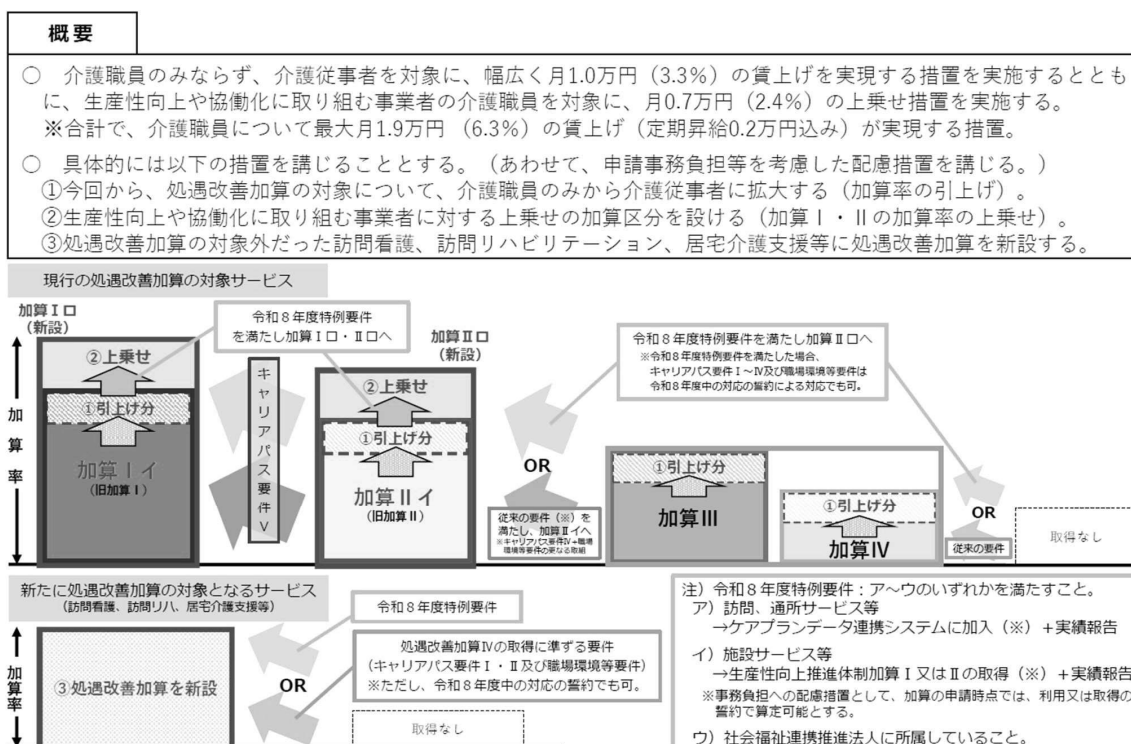
問 167 答 全ての措置が一つでも講じられていなければ減算となる。

問 168 答 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

1 令和8年度介護報酬改定について

(1) 介護職員等処遇改善加算の拡充

- ・ 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する。（加算率の引上げ）
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）



【出典】厚生労働省「令和8年度介護報酬改定における改訂事項について」

4

出典：岩手県「令和8年度介護保険集団指導会」資料

各都道府県介護保険担当課（室）
各市区町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について
計64枚（本紙を除く）

Vol.1479

令和8年3月13日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

T E L :

・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222

・自治体向け：03-5253-1111(内線 3949、3989)

F A X : 03-3595-4010

事務連絡
令和8年3月13日

各都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」
及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年3月13日に、令和8年度における介護職員等処遇改善加算の取扱いについて、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知）（別添1）及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」（別添2）をお示しいたしました。

内容を御了知の上、管下市区町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、本事業の実施につきまして、引き続き下記厚生労働省コールセンターにおいて、介護サービス事業所等からの問合せ対応を行います。

- 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日・祝日含む））

別添 1

老 発 0313 第 6 号
令和 8 年 3 月 13 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方
並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）

介護職員の処遇改善については、平成 23 年度まで実施した介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、平成 24 年度の介護報酬改定において介護職員処遇改善加算を創設した。その後も累次の改定により加算率等の充実を図っており、令和元年 10 月に介護職員等特定処遇改善加算、令和 4 年 10 月に介護職員等ベースアップ等支援加算を創設した。加えて、令和 6 年 6 月からは、これらの加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設した。

さらに、令和 8 年度介護報酬改定においては、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和 9 年度介護報酬改定を待たずに期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算の対象の介護従事者への拡大や、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分の創設に加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に介護職員等処遇改善加算を創設することとした。

加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）及び「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務

処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、令和8年度の介護職員等処遇改善加算に係る届出から適用することとし、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月15日付け老発0315第2号厚生労働省老健局長通知）は令和8年3月31日をもって廃止する。

記

1 基本的考え方

令和8年度介護報酬改定については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施することとした。

また、総合経済対策において、「報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」とされたことを踏まえ、令和7年度補正予算において、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業を盛り込み、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うこととしている。

こうした状況を踏まえ、令和8年度介護報酬改定においては、介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施（※）することとした。
※定期昇給0.2万円を含め、合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げが実現する措置

具体的には、今回から、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設けることに加え、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設けることとし

た。

あわせて、介護サービス事業所等の申請事務負担軽減の観点から、処遇改善加算の算定に当たっては、生産性向上や協働化に取り組む事業者や新たに処遇改善加算の対象となる事業者への配慮措置を講じることとした。

2 処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等

(1) 処遇改善加算の単位数

処遇改善加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた1月当たりの総単位数に、加算区分及びサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。当該加算率は、令和8年4月及び5月については、別紙1表1-1に掲げる加算区分及びサービス類型別の加算率とし、令和8年6月以降については、別紙1表1-2から1-5までに掲げる加算区分及びサービス類型別の加算率とする。また、令和8年4月及び5月については、別紙1表1-6に掲げるサービスは処遇改善加算の算定対象外とし、令和8年6月以降については別紙1表1-7に掲げるサービスは処遇改善加算の算定対象外とする。

なお、処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外される。

(2) 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

介護サービス事業者又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業者を含む。以下「介護サービス事業者等」という。）は、処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知5(2)の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

令和8年度に、令和7年度と比較して増加した加算額（処遇改善加算の新規算定や上位区分への移行（令和8年6月以降の処遇改善加算Ⅰロ及びⅡロへの移行も含む。）により増加した加算額に加え、令和8年度介護報酬改定による加算率の引上げ（令和8年6月以降の算定分に限る。）により増加した加算額をいう。）について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなけれ

ばならない。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各介護サービス事業者等の裁量で設定することとする。以下同じ。）の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

3 介護職員等処遇改善加算の要件

(1) 別紙1表1－1から表1－4までに掲げる介護サービス事業所等

処遇改善加算Ⅰ（令和8年4月及び5月の算定に限る。以下同じ。）及び処遇改善加算Ⅰイ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）の算定に当たっては、2に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑦までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、処遇改善加算Ⅱ（令和8年4月及び5月の算定に限る。以下同じ。）及び処遇改善加算Ⅱイ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）については⑥の要件、処遇改善加算Ⅲについては⑤及び⑥の要件、処遇改善加算Ⅳについては④から⑥までの要件を満たさなくても算定することができる。

また、処遇改善加算Ⅰロ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）の算定に当たっては、処遇改善加算Ⅰイの算定要件に加えて⑧の要件を、処遇改善加算Ⅱロ（令和8年6月以降の算定に限る。以下同じ。）の算定に当たっては、処遇改善加算Ⅱイの算定要件に加えて⑧の要件を満たすこととする。

① 月額賃金改善要件（月給による賃金改善）

処遇改善加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、

事業所等が処遇改善加算Ⅳ以外の区分の処遇改善加算を算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

なお、処遇改善加算を未算定の介護サービス事業所等が新規に処遇改善加算を算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。

② キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

次の一から三までを全て満たすこと。

- 一 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に限り、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一及び二の定め の整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅰを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該定め の整備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

③ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

次の一及び二を満たすこと。

- 一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT 等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての介護職員に周知していること。

ただし、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅱを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

④ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

次の一及び二を満たすこと。

一 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。

a 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

b 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支え

ない。また、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅲを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑤ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）

経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

- ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
- ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
- ・ 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合

また、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記の賃金改善を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅳを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該賃金改善を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑥ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）

サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、処遇改善加算を算定する介護サービス事業所等又は当該介護サービス事業所等が併設している本体施設等においてサービス類型ごとに別紙1表3に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。

⑦ 職場環境等要件

処遇改善加算を算定する場合は、別紙1表4に掲げる処遇改善の取組を実施すること。

その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑳④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

さらに、処遇改善加算Ⅰ又はⅡ及び処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ又はⅡロを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

ただし、令和8年度においては、処遇改善加算の申請時点において、⑧の令和8年度特例要件を満たす介護サービス事業所等に関し、処遇改善計画書において令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から職場環境等要件を満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

⑧ 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めた

ものを含む。以下同じ。)を利用していること。(別紙1表1-2及び表1-3に掲げる介護サービス事業所等に限る。)

ただし、処遇改善加算の申請時点において、ケアプランデータ連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うこととする。なお、当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告することとする。

(イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。(別紙1表1-3及び表1-4に掲げる介護サービス事業所等に限る。)

ただし、処遇改善加算の申請時点において、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していない場合であっても、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定しているものとして取り扱うこととする。なお、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約した場合は、実績報告書において生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定について報告することとする。

(ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下単に「社会福祉連携推進法人」という。）に所属していること。

(2) 別紙1表1-5に掲げる介護サービス事業所等

処遇改善加算の算定に当たっては、2に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①又は②に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

① 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

(ア) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

ただし、処遇改善加算の申請時点において、ケアプランデータ連携システムを利用していない場合であっても、ケアプランデータ連携システムへ加入し、利用することを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点から本要件を満たしているものとして取り扱うこととする。なお、当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに、ケアプランデータ連携システムを利用した上で、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの利用実績について報告することとする。

(イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に

所属していること。

② 処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件

処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件として、以下の（i）から（iii）までに掲げる要件を全て満たしていること。

（i）キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

次の一から三までを全て満たすこと。

- 一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。
- 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和8年度においては、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一及び二の定めの実施を行うことを誓約した場合は、処遇改善加算の申請時点からキャリアパス要件Ⅰを満たしているものとして取り扱うこととする。当該誓約をした場合は、令和9年3月末までに当該定めの実施を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

（ii）キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

次の一及び二を満たすこと。

- 一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。
 - a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。
 - b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。
- 二 一について、全ての職員に周知していること。

ただし、令和8年度においては、処遇改善計画書において令和9年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確

生産性向上について（施設系）

（１）委員会の実施

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

令和6年度介護報酬改定により、介護現場における生産性の向上に資する取組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務化。

※ 令和9年3月31日までは努力義務

25

（２）生産性向上推進体制加算

令和6年度介護報酬改定により、介護ロボットやＩＣＴ等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する加算が新設されたもの。

<生産性向上推進体制加算（Ⅰ）>

- ・ Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
- ・ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

<生産性向上推進体制加算（Ⅱ）>

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

26

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和6年度介護報酬改定を踏まえた
高齢者施設等と協力医療機関との
連携状況について（速報）

計7枚（本紙を除く）

Vol.1452

令和7年 12月25日

厚生労働省老健局 高齢者支援課、
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2174)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡

令和7年12月25日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 介護保険主管部（局） 御中

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

令和6年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と
協力医療機関との連携状況について（速報）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定では、高齢者施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護）と協力医療機関との連携強化に係る見直しを行いました。

具体的には、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院及び養護老人ホームにおいて、在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、入所者の病状が急変した場合等において、①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、②診療を行う体制を常時確保していること及び③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保した協力医療機関を定めることを経過措置3年として義務化しました。また、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護については、上記①及び②を満たす協力医療機関を定めることを努力義務としました。

厚生労働省では、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）において、高齢者施設等と医療機関の連携体制に関する調査を行っており、高齢者施設等への調査の一部の集計結果の速報値としては、上記①～③の要件

を満たす協力医療機関を定めている施設の割合は、介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。）で 67.9%、介護老人保健施設で 83.3%、介護医療院で 84.9%、養護老人ホームで 60.4%でした。また、都道府県及び市区町村への調査の一部の集計結果の速報値としては、都道府県及び市区町村の回答では、協力医療機関の定め状況について、「集計していない」高齢者施設等の割合が、全ての施設種別で 1～3 割程度でした。（都道府県別の協力医療機関の定め状況は別紙 1 参照）

令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応については、別紙 2「令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた高齢者施設等と協力医療機関との連携促進に係る対応について」（令和 7 年 5 月 28 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、医政局地域医療計画課連名事務連絡）に基づき、各都道府県、市区町村において対応をお願いしているところですが、経過措置期間終了まであと 1 年余りであることや、今般の集計結果の速報値も踏まえ、各都道府県、市区町村におかれましては、改めて下記事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、令和 6 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査においては、来年度も高齢者施設等と医療機関の連携体制に関する調査を行うこととしており、その中で自治体における相談対応や助言、支援等の取組状況を引き続き調査する予定です。

記

（１）高齢者施設等と協力医療機関との連携状況等の把握について

令和 6 年度介護報酬改定においては、1 年に 1 回以上、高齢者施設等は協力医療機関の名称等について、当該施設等の指定等を行った自治体に提出しなければならないこととしました。都道府県においては、各施設等の届出の内容、市区町村においては、各施設等の届出の内容や在宅医療・介護連携推進事業を通じて把握した内容をもとに、各施設等における協力医療機関との連携状況等を把握していただくようお願いいたします。

（２）協力医療機関との連携に係る取組が行われていない高齢者施設等への周知等について

（１）で把握した連携状況等に関する情報をもとに、協力医療機関との連携に係る取組が行われていない施設等がある場合には、都道府県や市区町村が行う集団指導や運営指導において、施設等に対し、報酬改定の趣旨に沿った取組を促すとともに、協力医療機関に関する制度の周知や協力医療機関との連携に当たっての助言等を行っていただくようお願いいたします。

どこの医療機関と連携すればよいか分からないという課題を抱えている施設等もありますので、助言等に当たっては、以下の Q & A の周知や、衛生主管部局と連携

して地域の医療機関のリストを提供するなど、必要な支援のご協力をお願いします。

（参考）令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）」

問 124

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>

（3）協力医療機関との連携に支障を来している高齢者施設等への支援について

協力医療機関の確保に苦慮している施設等においては、施設等の取組には限界がある事例も考えられるところ、そのような場合においては、自治体による支援も重要です。

自治体においては、在宅医療・介護連携推進事業や在宅医療に必要な連携を担う拠点を活用し、高齢者施設等からの相談窓口の設置や高齢者施設等と医療機関とのマッチング、都道府県医師会や郡市医師会等の地域の医療関係団体への協力依頼、地域における高齢者施設等への医療提供体制の検討、新たに協力医療機関との連携体制を構築した施設等の好事例の横展開などを行っている事例もあり、そのような事例を参考に、高齢者施設等と協力医療機関との連携に係る支援をご検討いただきますようお願いします。

また、都道府県と市区町村との間では、（1）で把握した連携状況等に関する情報を共有し、広域的に連携体制を構築することが必要な場合も想定されます。そのような場合には、例えば、市区町村が行う在宅医療・介護連携推進事業や都道府県が設置する在宅医療に必要な連携を担う拠点を活用し、高齢者施設等と協力医療機関とのマッチングを行ったり、都道府県が行う地域医療構想調整会議の場を活用して高齢者施設等の協力医療機関としての役割を担う医療機関を調整したりするなどの対応が考えられますので、ご検討いただきますようお願いします。

（参考1）令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）（1）高齢者施設等と医療機関の連携体制等にかかる調査研究事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html

（参考2）改定検証調査（1）の集計状況について（速報）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001610441.pdf>

以上

口腔衛生の管理について（特定施設入居者生活介護）

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと(令和9年4月1日より義務化)。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員へ口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行うこと(年2回以上)。
 - ② 入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて、定期的に見直すこと。
- ※計画には、歯科医師からの助言の要点、具体的方策、実施目標等を記載。

33

2. (1) ⑰ 特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化

概要	【特定施設入居者生活介護★】
○ 全ての特定施設入居者生活介護において口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入居者の状態に応じた適切な口腔衛生管理を求める観点から、特定施設入居者生活介護等における口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして行うこととする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】	
単位数	
< 現行 > 口腔衛生管理体制加算 30単位/月	> 改定後 < 廃止
基準	
< 運営基準（省令） >（※3年間の経過措置期間を設ける） ・ 「利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。」ことを規定。	
< 運営基準等における対応 >	

※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施し、当該技術的助言及び指導に基づき入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。

※厚生労働省HP「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」（抜粋）

34

施設空床情報（特別養護老人ホーム）

【施設空床掲載イメージ】

- ・ 定員が29名以下の施設は、地域密着型施設です。
- ・ 地域密着型施設は、原則として施設所在地の市町村にお住まいの方がのみが利用できます。
- ・ 部分については、直接施設にお問い合わせください。

情報提供基準日	令和8年5月28日
---------	-----------

No.	施設名	施設定員	定員のうち、 ユニット型 の定員	空床数	施設からのコメント
	所在地				
	電話番号				
1	特別養護老人ホーム真生園	29	29		
	一関市字沢161-216				
	0191-48-3384				
2	特別養護老人ホーム舞川の里	29	29	有	
	一関市舞川字堀切72-4				
	0191-31-7001				
3	特別養護老人ホームあけぼの苑	29	29		
	一関市巖美町字古館3				
	0191-34-8884				
4	特別養護老人ホーム寿光荘清水	29	0		
	一関市花泉町花泉字上館70-3				
	0191-48-3975				
5	特別養護老人ホームひより	29	29		
	一関市大東町沖田字峯岸5				
	0191-74-2611				

施設短期入所空床情報（特別養護老人ホーム）

- ・ ○空床あり
 - ・ ×空床なし
 - ・
- 部分については、直接施設にお問い合わせください。

【短期入所掲載イメージ】

情報提供基準日	令和8年5月28日
---------	-----------

No.	施設名 所在地 電話番号	施設定員	定員のうち、 ユニット型 の定員	空床数	施設からのコメント	7 月																															
						1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	
26	福光園アネックス短期入所生活介護																																				
	一関市萩荘字高梨南方21-1	10	0																																		
	0191-32-1818																																				
27	明生園短期入所生活介護施設																																				
	一関市滝沢字下2-1	10	0																																		
	0191-23-0478																																				
28	関生園短期入所生活介護施設																																				
	一関市真柴爪木立43-102	10	10																																		
	0191-26-4911																																				
29	特別養護老人ホーム一関ケアサポート																																				
	一関市真柴字爪木立44-15	1	0																																		
	0191-21-5800																																				
30	福光園短期入所生活介護																																				
	一関市萩荘字大袋56-4	10	10																																		
	0191-24-5020																																				

一広介第 01023号
令和8年4月21日

各介護保険施設の長 様

一関地区広域行政組合 介護保険課長

「【特養・老健】空床情報提供システム」に係る情報提供の協力依頼について
当組合の介護保険事業の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護サービスの利用が必要な住民の適切なサービス選択と、速やかなサービス受給を目的に、【特養・老健】空床情報提供システム実施要領により当組合管内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の空床情報、ショートステイの空きベッド状況等について、当組合ホームページでの情報提供を行っております。

つきましては、貴施設の令和8年度の空床情報について、下記のとおり御提供くださるようお願いいたします。

記

1 空床情報の提供について

空床情報の提供は施設の協力により行いますので、情報提供いただけない場合は、直接施設等へお問い合わせいただくように表示します。

住民の適切なサービス選択と、速やかなサービス受給のため、情報提供へのご協力をお願いします。

2 「空床情報の提供方法について」

組合ホームページ「【特養・老健】空床情報提供システム」の「情報提供の方法」に必要な事項を入力するフォームへのリンクを掲載しています。

アクセス方法：組合ホームページ＞介護保険＞事業者の方々へ＞【特養・老健】空床情報提供システム

URL: <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/insurance/17/1091/>

3 令和8年度の情報提供基準日

令和8年	4月30日（木曜日）	5月28日（木曜日）	6月25日（木曜日）
	7月23日（木曜日）	8月27日（木曜日）	9月24日（木曜日）
	10月22日（木曜日）	11月26日（木曜日）	12月24日（木曜日）
令和9年	1月28日（木曜日）	2月25日（木曜日）	3月25日（木曜日）

基準日を過ぎて報告された場合は、翌月の掲載になります※ので、基準日までの提出をお願いします。

※令和8年4月分の情報提供は令和8年5月1日（金）までに報告してください。

担 当：一関地区広域行政組合介護保険課
介護保険総務係 主任 藤原 弘子
電 話：0191-31-3223
FAX：0191-31-3224
E-mail: kaigohoken@city.ichinoseki.iawte.jp

一関地区広域行政組合介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱要綱（平成 19 年 5 月 31 日介護保険課長決裁。以下「要綱」という。）第 7 の規定に基づき、以下のとおり必要な事項を定める。

令和 7 年 2 月 4 日 事務局長決裁

- 1 「介護サービスの提供」は、送迎、通院等の間を含むものとする。また、居宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間を含むものとする。
- 2 要綱第 2 (1) アの病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合を含む。）は報告するものとする。
- 3 要綱第 2 (1) イの感染症又は食中毒について、次に該当する場合は、各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告し、併せて、当組合に対して事故報告書の提出をすること。
 - (1) 同一の感染症又は食中毒による若しくはそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - (2) 同一の感染症又は食中毒の患者若しくはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を認めた場合なお、上記(1)から(3)の要件を満たさない少数の発生案件であっても、介護保険事業所における事故等としての報告を要するものであり、一斉に、又は断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、事故報告を行うとともに、上記(3)に該当する場合は各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、第一報、第二報といったように、速報性を考慮して随時報告を行うなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 4 要綱第 2 (1) ウのケガ及び同エの事故については、医師（施設の勤務医又は配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要になったものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合若しくは利用者に見舞金や賠償金を支払った場合には、ケガ又は事故の程度にかかわらず報告するものとする。
- 5 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わないものとする。

- 6 要綱第2(1)オ又は同ケに該当する従業者の法令違反、不祥事等の発生については、利用者への介護サービスの提供に関連するものとする。(利用者からの預かり金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など)
- 7 要綱第2(1)キの火災や災害については、利用者へのサービスの提供に影響するものとする。
- 8 要綱第4による報告については、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地にかかわらず当該利用者の保険者が当組合の場合は当組合管理者に報告を行うものとする。
また、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地が当組管内で当該利用者の保険者が当組合以外の場合には、該当する保険者に報告するとともに当組合管理者にも報告を行うものとする。
- 9 介護保険指定事業者以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの事業者又は事業所の管理者は、事業所における事故について、この要綱に準じ報告を行うものとする。

事故報告書（事業者→一関地区広域行政組合管理者）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第____報 ☐ 最終報告

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）											
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2 事 業 所 の 概 要	法人名												
	事業所（施設）名									事業所番号			
	サービス種別												
	所在地												
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別	☐ 男性 ☐ 女性			
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者				
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他（ ）											
	身体状況	要介護度		☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度		☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M									
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃（24時間表記）	
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他（ ）											
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ （自由記載3） ☐ 転落 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等） ☐ 不明 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ （自由記載1） ☐ その他（ ） ☐ 異食 ☐ （自由記載2）										
	発生時状況、事故内容の詳細												
	その他 特記すべき事項												
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応												
	受診方法	☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他（ ）											
	受診先	医療機関名						連絡先（電話番号）					
	診断名												
	診断内容	☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位:) ☐ その他（ ）											
検査、処置等の概要													

6 事故発生後の状況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 （連絡した場合のみ）	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
	（独自項目追加欄）										
7 事故の原因分析 （本人要因、職員要因、環境要因の分析）		（できるだけ具体的に記載すること）									
8 再発防止策 （手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等）		（できるだけ具体的に記載すること）									
9 その他 特記すべき事項											

電子申請・届出システムの利用について

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出書を含む）に関する申請届出について、厚生労働省の「電子申請届出システム」で受付を行っています。

当組合でも令和6年10月1日より指定申請等の受付を行っています。本システムを利用する事で申請・届出の内容確認や受付状況などを確認することができます。ぜひ利用願います。

○関連のホームページ URL

- ① 介護事業所の指定申請等に係る「電子申請・届け出システム」について
（組合ホームページ）

<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/insurance/17/1596/>

- ② 電子申請届出システムの概要（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ③ 電子申請・届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

- ④ G ビズ ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

行政処分について

1 行政処分の概要

令和8年5月15日に一関地区広域行政組合で指定する地域密着型サービス事業所において、介護保険法に違反する行為が認められたことから、組合の処分基準に基づき行政処分を行いました。

2 処分の理由および根拠

- (1) 理由 当該事業所において、管理者を含む事業所職員が入居者に対して医師の指示に基づかない抗精神病薬を服用させたことや入居者を椅子に拘束したことは、入居者の生命又は身体を保護する目的ではなく人格尊重義務違反に該当するため。
- (2) 根拠 介護保険法第78条の10第1項第6号（人格尊重義務違反）

3 処分の内容

- (1) 指定の全部効力停止3月
(停止期間中は介護保険上の全てのサービスが提供できなくなる)
- (2) 停止期間
8月1日（土）から10月31日（土）まで

4 再発防止に向けて

各事業所においては、次の事項について改めて徹底をお願いします。

- 利用者の人格及び尊厳を尊重したサービス提供
- 虐待防止及び身体拘束適正化に関する研修の実施
- 職員間での不適切ケアの共有及び早期改善
- 管理者による日常的な職場環境及び職員指導の確認

令和 7 年 4 月 1 日
一関地区広域行政組合

介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

1 処分基準の目的

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により指定を受けた介護サービス事業者等（「指定地域密着型サービス事業者」、「指定居宅介護支援事業者」、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、「指定介護予防支援事業者」及び「第 1 号事業指定事業者」をいう。）に対して実施した監査の結果、人員基準違反若しくは運営基準違反が認められたことにより行う勧告又は人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求若しくは不正の手段による指定等が認められたことにより行う行政処分（以下「処分等」という。）について、合理的な根拠に基づき実施するため下記のとおり運用基準を定める。

2 前提となる考え方

- (1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取り扱うこととする。
- (2) 処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度を A 級～D 級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分する。そして、上記 5 つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付ける。

表 1 基本となる処分の態様

処分事由	態様 (級)	基本となる処分内容	根拠
人員基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 4 号等
運営基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 5 号等
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 6 号等

不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 8 号等
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 11 号等

(3) 以下に、処分等の程度の態様及び内容を定める。

表 2 処分等の態様と内容

態様	内容（期間等）
A 級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B 級－1 号	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
B 級－2 号	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
B 級－3 号	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
B 級－4 号	指定の一部効力停止 1 年（新規利用者受入停止等）
C 級－1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級－2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級－3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級－4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

※指定の効力停止の期間（号）については、原則として、1 月、3 月、6 月、1 年の 4 区分とする。

3 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として以下の各段階を経て決定する。

ア 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A 級～D 級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。

イ 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

ウ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3 月とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加

重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた３月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

表３ 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
１～２月	１号	指定の全部又は一部効力停止１月
３～５月	２号	指定の全部又は一部効力停止３月
６～８月	３号	指定の全部又は一部効力停止６月
９月～	４号	指定の全部又は一部効力停止１年

エ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

（ア）原則として、新規利用者の受入停止とする。

（イ）処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

（ウ）報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（４）参照）に適用する。

（エ）報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている７割への制限（減算部分は３割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は６月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは３月を標準とする。

(2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではないものとする。

(3) 二つ以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

- (4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

4 個別事情による加重・軽減

前述の基本的な処分程度に対し、以下の判断基準をもとに個別事情による加重や軽減を行う。

また、表中の「程度」欄における態様は、前述の「表2 処分等の態様と内容」における態様を指す。

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 2 級（態様） + 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失（※1）に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失（※2）に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が1年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が3月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等（※3）が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 2 級（態様） + 1 級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

※1 過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識し得たにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。過失のうち、特に重過失（重大なる過失）については、最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とする（最判昭和 32 年 7 月 9 日集民 27 号 55 頁、損害賠償請求事件）。

※2 軽過失とは行ふべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

※3 この役員等とは事業所の管理者も含まれる。

(2) 運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ○介護サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき	+ 2 級（態様） + 2 級（態様）

	○介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が 2 月以上継続しているとき ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 2 級（態様） + 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
--	---	-----------

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの 【軽減の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 級（態様） + 2 月（期間） ▲ 1 級（態様）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
	・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき	+ 4 月（期間）
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 2 月（期間）

(4) 不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね 10% 以上の場合 【軽減の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1 % 未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

(5) 不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの 【軽減の視点】 ・指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	—	—
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間）

④組織性	【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月以下の場合	+ 1 級（態様） + 1 月（期間） ▲ 1 級（態様） ▲ 1 月（期間）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を以下のとおり行う。この評価は全処分事由に共通なものとする。

項目	内容	程度
①利用者保護	・指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更

②運営体制等 (※4)	・勧告（指導）相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）を指定の一部効力停止へ変更 勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更 勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更
----------------	--	---

※4 この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討すべき事項を意味する。

6 その他の留意点

処分等の程度を決定するに当たり、不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止する。

高齢者虐待防止について

～形骸化しない虐待防止の取り組みに向けて～

一関地区広域行政組合

令和8年7月

目次

1. 高齢者虐待とは
2. 高齢者虐待の例（従事者虐待）
3. 介護サービス事業所・施設等職員に求められる役割
4. 従事者虐待の傾向
5. 見直しのために

1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは(定義)

- 高齢者虐待とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいいます。

①養護者による高齢者虐待(養護者虐待)

* 養護者

…高齢者を現に養護する者(※1)であって、養介護施設従事者等以外の者

※1 現に養護する⇒高齢者の日常生活において何らかの世話をしていること。家族、親族、同居人等が該当。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待(従事者虐待)

* 養介護施設従事者等

…養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

区分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	- 老人福祉施設 - 有料老人ホーム - 有料老人ホームに該当するサービス付高齢者向住宅	老人居宅生活支援生活支援事業
介護保険法	- 介護老人福祉施設 - 介護老人保健施設 - 介護医療院 - 介護療養型医療施設 - 地域密着型介護老人福祉施設 - 地域包括支援センター	- 居宅介護サービス事業 - 地域密着型サービス事業 - 居宅介護支援事業 - 介護予防サービス事業 - 地域密着型介護予防サービス事業 - 介護予防支援事業

1. 高齢者虐待とは

- 高齢者虐待は、次の5つに分類されます。

区分	具体的な例(※国マニュアル)より抜粋。以下同じ。)
身体的虐待	暴力的行為 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
介護・世話の放棄・放任	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

1. 高齢者虐待とは

(1) 身体的虐待の例(従事者虐待)

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体例

- 暴力的行為
 - ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る
 - ・ぶつかって転ばせる
 - ・本人に向けて物を投げつけたりする など
- 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
 - ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける
 - ・職員の都合で、本人が拒否しているのに口を入れて食べさせる
 - ・職員の都合で、本人が服薬を拒否しているのに無理に服薬させる など
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

 詳しくは「**介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き**」を参照してください

1. 高齢者虐待とは

(2) 介護・世話の放棄・放任の例(従事者虐待)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

具体例

- 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的著しく不衛生な状態で生活させる
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置いたままにする
 - ・室内 ごみが放置されている など
- 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは緊急対応を行わない
 - ・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している など
- 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手でをしない など
- 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く など

1. 高齢者虐待とは

(3) 心理的虐待の例(従事者虐待)

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

- 威嚇的な発言、態度
 - ・怒鳴る、罵る、「ここにいらなくしてやる」などと脅す など
- 侮辱的な発言、態度
 - ・排泄の失敗や食べ残しなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する
 - ・日常的にからかったり、「死ね」等の侮辱的なことを言う
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ など
- 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・話しかけ、ナースコール等を無視する
 - ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす
 - ・利用者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる など

1. 高齢者虐待とは

(3) 心理的虐待の例(従事者虐待)

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体例

- 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う
 - ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする
- 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
 - ・理由もなく外部との連絡を遮断する
 - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない など
- その他
 - ・車椅子での移動介助の際、速いスピードで走らせ恐怖感を与える
 - ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる
 - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す
 - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する など

1. 高齢者虐待とは

(4) 性的虐待の例(従事者虐待)

高齢者にひわいな行為をすること又は高齢者をしてひわいな行為をさせること

具体例

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
 - ・ 性器等に接触したり、性的行為などを強要する
 - ・ 性的な話を強要する
 - ・ ひわいな映像や写真を見せる
 - ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する
 - ・ 人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする
 - ・ また、その場面をみせないための配慮をしない など

(5) 経済的虐待の例(従事者虐待)

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
具体例

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・ 金銭を寄付・贈与するよう強要する
 - ・ 金銭・財産等の着服、窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用するなど)
 - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる
 - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない など

2. 介護サービス事業所・施設等職員に求められるもの

(1) 介護サービス事業所・施設等職員にある法的義務

介護サービス事業所・施設等の職員は、従事者虐待を発見した場合は、速やかに**市町村**に報告しなければならない(高齢者虐待防止法第21条)



職員による市町村への通報は**法律による義務**であり、施設等内で虐待が発生しているにもかかわらず速やかな報告を怠った場合、高齢者虐待防止法違反のほか、悪質な場合は**介護保険法等の人格尊重義務違反**と判断され、**処分(停止や取消)の事由となる可能性があります。**

2. 介護サービス事業所・施設等職員に求められるもの

(2) 職員等による通報に対する保護

以下の2点より、施設等内で発生した虐待を通報しても、不利益な取扱いを受けないようになっています。

- ① 介護サービス事業所・施設等の職員は、従事者虐待発見の通報を理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けません（高齢者虐待防止法第21条第7項）。

※ただし、通報内容が虚偽もしくは過失の場合は、上記の不利益取扱い禁止の適用はありません。

- ② 通報を受けた市町村の職員が、通報等をした者を特定できる情報を漏らした場合、その職員が法律違反となります（高齢者虐待防止法第23条）。

3. 従事者虐待の傾向

(1) 相談件数・発生件数等の推移

通報件数、虐待認定件数がともに過去最多

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より一部抜粋

3. 従事者虐待の傾向

(2) 通報・相談の内訳

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より一部抜粋

(1) 相談・通報件数（表 1）

令和6年度内に県及び市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は20件であった。令和5年度は9件であり、11件増加した。

表 1 相談・通報件数

	令和6年度	令和5年度	増 減
市町村が受理した件数	20 件	9 件	11 件
県が受理した件数	0 件	0 件	0 件
合 計	20 件	9 件	11 件

表 3 事実確認の実施状況

※ カッコ内は令和6年度に事実確認を行った事例のうち、令和5年度以前に相談・通報を受け付けた件数。

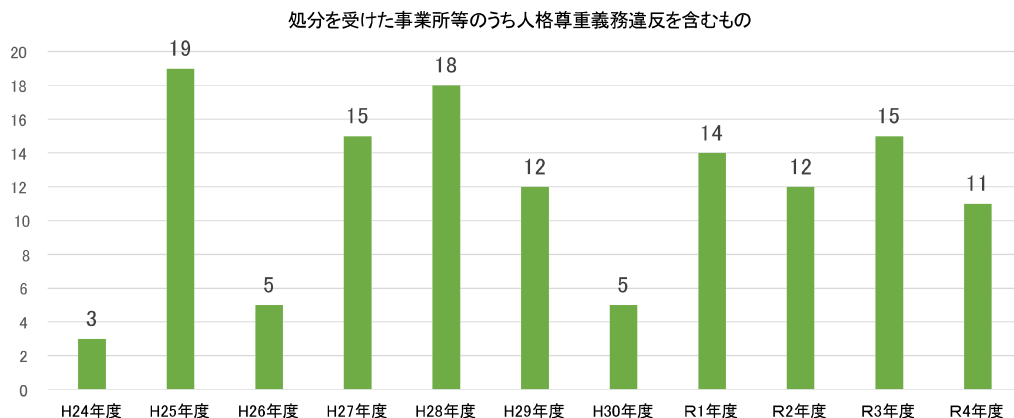
事実確認の状況	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	18 (1)	85.7
事実が認められた	5 (0)	23.8
事実が認められなかった	10 (1)	47.6
判断に至らなかった	3 (0)	14.3
事実確認調査を行っていない事例	3 (0)	14.3
虐待ではなく調査不要と判断した	1 (0)	4.8
調査を予定している又は検討中の事例	2 (0)	9.5
県へ調査を依頼	0 (0)	0.0
その他	0 (0)	0.0
合 計	21 (1)	100.0

3. 従事者虐待の傾向

(3) 従事者虐待が発生した施設等への処分

従事者虐待が発生した事業所等は、**虐待内容により、人格尊重義務違反で行政処分を受ける**ことがあります。

人格尊重義務違反で処分される事例は毎年、一定数発生しています。



令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より一部抜粋

3. 従事者虐待の傾向

(4) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向

令和6年度高齢者虐待実態調査(厚生労働省)から、特徴的な傾向について以下に抜粋しました。

虐待の発生要因等

- ・最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、次いで「倫理観や理念の欠如」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待をおこなった職員の性格や資質の問題」でした。

虐待の発生要因(複数回答)	割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	75.9%
倫理観や理念の欠如	64.3%
職員のストレスや感情コントロールの問題	62.5%
虐待をおこなった職員の性格や資質の問題	62.0%
職員の指導管理体制が不十分	61.9%
職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	58.8%
虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	55.4%

- ・また、虐待があった施設・事務所のうち、**およそ2割強が過去に虐待による指導等を受けていた(過去同様)**

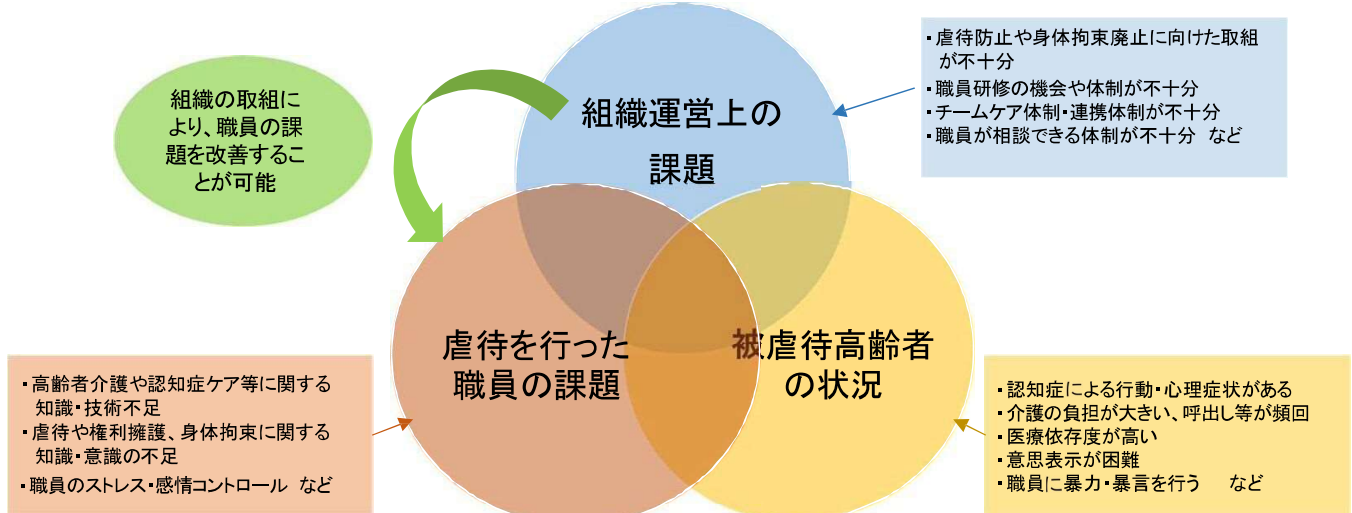
→ 職場環境による影響は少ない

15

4. 従事者虐待の傾向

(5) 高齢者虐待実態調査からみる虐待の傾向(全国)

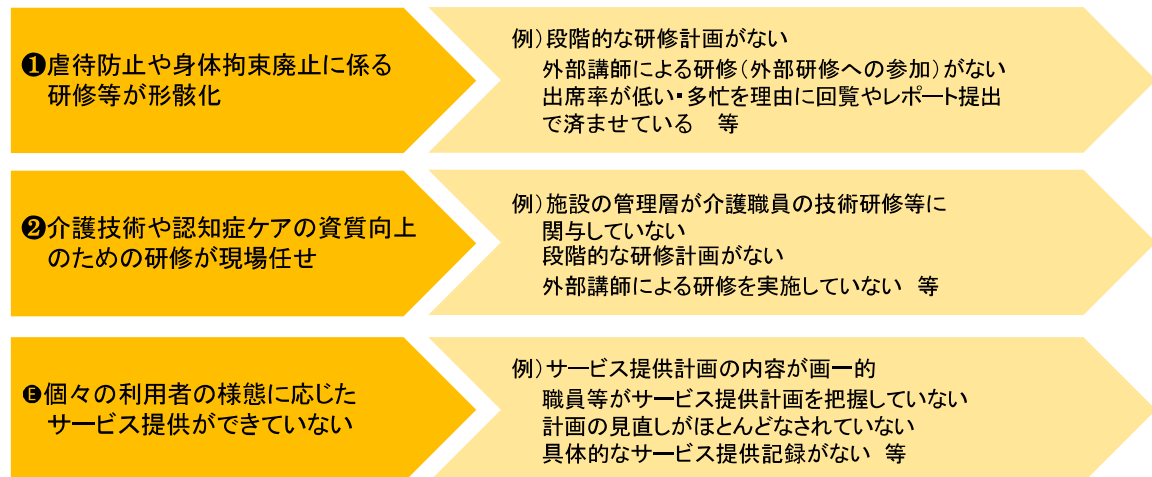
養介護施設従事者等による虐待の発生原因を整理すると、主に次の3つの要因があり、これらが重なると虐待の発生リスクが高まると考えられます。



4. 従事者虐待の傾向

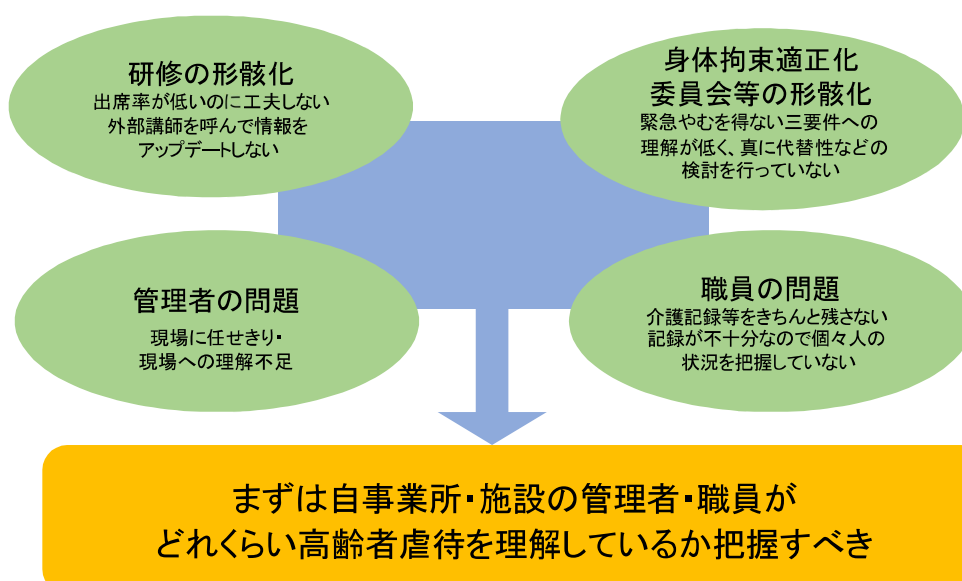
(6) 過去の高齢者虐待への改善指導からみる虐待の傾向

過去に指導を受けた「養介護施設従事者等による虐待を起こしている施設」における問題点を整理すると、以下の共通点が見られました。



4. 施設等虐待について

(7) 見直しのために何をすべきか



5. 見直しのために

(1) 利用できるツール

まずは職員の虐待理解度を確認し、研修などが
形骸化していないか確認



「尊厳の保持」と「自立支援」の実現のために

高齢者虐待防止・身体拘束廃止

検索



参考資料・HP

介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き(令和7年3月厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集(公益財団法人東京都福祉保健財団HP)

<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>

5. 見直しのために

(2) 事業所・法人で取り組むために

その人らしさ」を大切にしたケアを目指して-
施設・事業所で高齢者虐待防止に取り組む皆さま
へ- 公益財団法人 東京都福祉保健財団

虐待の芽チェックリスト-公益財団法人 東京都
福祉保健財団

平成20年度介護現場のための高齢者虐待防止教
育システム-認知症介護情報ネットワーク 仙
台センター